

令和4年度の町税の納税が始まります

須恵町の町税の納付方法は、次の納付方法があります。
※どの納付方法でも支払う金額は変わりません。

須恵町役場・金融機関での納付

納付書を使用して、須恵町役場の会計課もしくは金融機関窓口で現金納付ができます。
※納付場所は納付書裏面をご確認ください。



コンビニエンスストアでの納付



コンビニエンスストアにて納付書を使用して現金納付ができます。
※納付場所は納付書裏面をご確認ください。

取扱できない納付書

30万円を超える納付書、バーコードが印字されていない納付書、バーコードの読み取りができない納付書、金額を訂正した納付書、取扱期限を過ぎた納付書

取扱期限について

バーコードの下部左側記載の6桁の数字がコンビニ納付の取扱期限を示しています。6桁の数字は西暦の下2桁・月(2桁)・日(2桁)となります。右記バーコードでは、2022年5月20日までコンビニエンスストアで取り扱えます。



口座振替での納付

事前に登録した口座から納期限日に自動引き落としで納付できます。納期ごとに納付する方法と最初の納期に1年分すべて納付する方法が選択できます。須恵町役場の税務課もしくは取扱金融機関窓口でのお申し込みになります。

※領収証書は発行されません。必要な場合は他の方法で納付してください。

取り扱い金融機関

西日本シティ銀行・福岡銀行・福岡県信用組合・粕屋農業協同組合・ゆうちょ銀行



キャッシュレス決済での納付



アプリを利用したキャッシュレス決済により納税ができます。
キャッシュレス決済は、納付書のバーコードをスマートフォンなどで読み取り、現金以外で納付を行う決済サービスです。

ご利用可能なアプリの種類：PayPay・LINE Pay・モバイルレジ

※アプリの操作方法・ポイントについては、各アプリのホームページなどをご確認ください。

※領収証書は発行されません。必要な場合は他の方法で納付してください。
※ダウンロードや決済利用にかかるパケット通信料がかかります。

須恵町の町税の納税が5月から始まります。納付期限内の納付をお願いします。

各税目の対象者と納税通知書発送予定月

住民税

令和4年1月1日に須恵町に住民登録のある人が課税され、令和3年の収入に応じて税額が決定されます。

通知書・納付書は
6月上旬ごろ
に発送します。



固定資産税

令和4年1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人に課税されます。

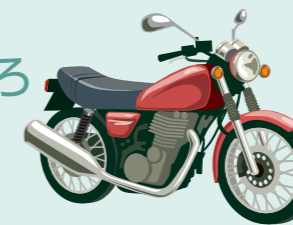
通知書・納付書は
4月下旬ごろ
に発送します。



軽自動車税

令和4年4月1日に軽自動車・バイクなどの所有を登録している人に課税されます。

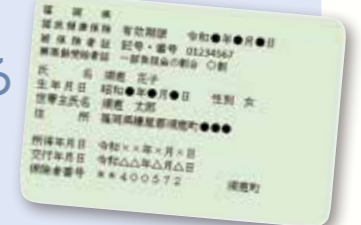
通知書・納付書は
4月下旬ごろ
に発送します。



国民健康保険税

国民健康保険に加入している人の世帯主に課税されます。

通知書・納付書は
6月中旬ごろ
に発送します。



※納付書を紛失した場合は、納付書を再発行しますので税務課までご連絡ください。

納期限一覧

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

納期限は各期の月末(月末が土日祝日の場合は翌平日)となります。

※12月のみ25日が納期限となります。

☎ 税務課 収納係 ☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線139・132・133)

☎ 問い合わせ先